
手話通訳者が安心して働けるために

健康は幸せな生活の基本であり、一人一人が生きていく基盤です

このリーフレットは、2014年3月に発行した「登録手話通訳者の労働者性の確立にあたって」に続き、よりよく生き、働くために健康と健康を守る対策を中心に作成したものです。



2017年6月



一般社団法人

日本手話通訳士協会

1. はじめに

障害者総合支援法の「意思疎通支援事業実施要綱」の第4条で、区市町村及び都道府県の責務として「意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない」と規定し、第19条で区市町村長は「頸肩腕障害に関する健康診断を実施する」と定めています。行政が手話通訳者の健康を守るための施策を講じはじめました。通訳者自らも生き生きと働ける環境づくりを始めましょう。

2. 手話通訳者の労働実態・健康状況

一般社団法人全国手話通訳問題研究会は、雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査（2015年10月）を行っています。

それによると、平均年齢は52.1才と高齢化が進み、福祉・医療・教育分野で雇用されている手話通訳者で非正規職員の占める割合は82.1%と増加しています。腕の痛みの有訴率はこの25年間で一定の改善傾向がみられましたが、肩と頸の痛みの有訴率は男性は6～7割、女性は7～8割、「目が疲れる」症状は全体の約8割であるなど健康問題は未解決です。



手話通訳者の健康が維持されるためには、正規職員としての身分保障が確立され、雇用者側の健康および安全の管理義務の履行、手話通訳者側の健康対策の実施が必要であることを指摘しています。

3. 仕事が原因で病気になったり、 怪我した場合の補償は

【仕事が原因の病気や怪我の補償】

仕事の範囲には、業務中はもちろん、通勤途中も含まれます。

仕事中に転倒、墜落などの事故で怪我をした場合、「労災」でも「公務災害」でもほぼ同様の仕組みで怪我の医療給付や休業・障害・遺族等の補償を受けるための申請ができます。

手話通訳者の健康障害の代表的な頸肩腕障害で労災認定や公務災害認定に向けた最初の取り組みは1970年代末に北海道、1980年末に滋賀県でありました。



昨年発行した「登録手話通訳者の労働者性の確立にあたって」のリーフレットで本協会が訴えたのは、こうした病気や怪我をした場合、「登録手話通訳者は労働者でないから認められない」とされていたからです。同じような働き方をしているホームヘルパーさんが、厚労省から労働者として認められ、補償の対象となっていたので、それでは不合理ではないかとの問題を提起したのです。皆さんの力で労働者性を認めさせましょう。

4. 補償を受けるための手続きは

仕事の原因の病気、怪我などの補償は「労災」「公務災害」の制度によるものです。労災と公務災害に分けてその手続きを紹介します。

●労災

民間の企業団体等で情報提供施設や
社会福祉法人などが対象となります。

【申請】

「労働基準監督署」に労災申請します。⇒業務上の災害や疾病と認められなかった場合、労働局に審査請求をします。⇒棄却された場合、労働保険審査会に再審査請求します。⇒棄却された場合⇒行政訴訟、損害請求裁判の提訴となります。

●公務災害

①常勤の一般職の正規公務員②一般職非常勤職員③臨時職員

④再任用（高齢）短時間職員⑤任期付短時間職員⑥非常勤特別職
が対象となります。

【申請】

地方公務員災害補償基金支部（例えば東京地公災基金支部）に申請します。⇒業務起因性が棄却された場合、地公災基金支部審査会に審査請求します。⇒棄却された場合、中央の基金審査会に再審査請求します。⇒棄却された場合⇒行政訴訟、損害請求裁判の提訴となります。

※公務員（非常勤等含む）の方は公務災害・条例による公務災害・労災と適用制度が異なることがありますので、自らどこの機関で補償が受けられるのかを確認しておくことも大切です。

※労災・公務災害とも、審査請求のあとの再審査請求を経ることなく行政訴訟を起こすことも可能となりました。

5. 手話通訳者を守る労働法

手話通訳者を守る労働法には、労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法等があります。労働基準法では、労働者の定義、賃金、労働条件の明示、解雇のルール、休憩、年次有給休暇、女性の労働基準、就業規則などの基準を定めています。

こうした労働基準法と共に、大事な法律は労働安全衛生法です。

この法律の目的は、「職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進すること」(第1条)です。第3条には、「快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じ労働者の安全と健康を確保しなければならない」と事業者に義務付け、第65条の3では「作業の管理」として「事業者は労働者の健康に配慮して労働者の従事する作業を適切に管理するよう努めなければならない」と規定しています。

この労働安全衛生法を更に一般化し、事業者の安全配慮義務を明確にしたのが労働契約法です。この第5条には「使用者は労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をするものとする。」と定めています。



5. 長時間・過重労働から健康を守る

労働者は法律により保護されていることについて述べてきましたが、残念ながら長時間労働、過重労働によって健康をおかされる人が増えています。日本人の長時間労働は世界一ですが、それによって様々な病気が起こっています。また、過労死や過労自殺の労災申請も増加しています。いま日本人の健康が脅かされています。この多くは長時間労働が原因です。安全で健康な生活を送るために、これらの対策をみんなで考えていきましょう。

6. 職場のメンタルヘルス対策

職場の人間関係、仕事上のストレス、長時間労働と睡眠不足によってうつ病に罹患している事例が多くなっています。憂鬱な気分や不安感をコントロールしにくくなったり、物事の遂行能力が低下するのは、人間の脳の前頭前野にある扁桃体と呼ばれる部位の機能が過剰になることが関係しています。

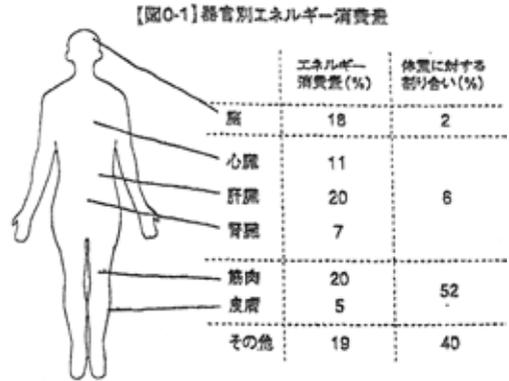
このメカニズムについて、国立精神神経医療研究センターは「過労などによって生じる睡眠不足は、脳にとって大きなストレスであり、扁桃体の活動を過剰にします。この状態が長期に続けば、うつ病が発生してしまう危険性が高いといえるでしょう」と指摘しています。

これらの長時間労働の他に職場での人間関係、最近では「パワハラ」の問題があります。2013年3月に厚労省の「職場のいじめ、嫌がらせ問題に関する円卓会議」が提言を発表しています。厚労省の円卓会議は「パワハラ」の類型と予防対策も示していますので参考に見ただけならと思います。

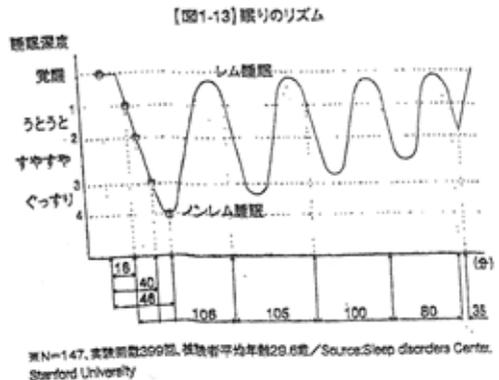
7. 睡眠と健康

働く人の疲労とストレスを取るのには、何と言っても睡眠です。脳は体重の2%しかありませんが出すエネルギーは18%です。(下図参照)

睡眠は下図にあるように浅い睡眠のレム睡眠と深い睡眠のノンレム睡眠で構成されています。レム睡眠は眼がキョロキョロして、夢を見ている状態の睡眠で、ストレスを解消する働きを持っています。ノンレム睡眠は、疲労を解消する働きがあり、この2つの機能でストレスと疲労をとっているのです。このレム睡眠とノンレム睡眠の1周期は90分で、それを5回くらい繰り返すと7時間半の睡眠になります。過労死の認定基準を定めた「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会議報告書」には「長期間にわたる1日4～6時間以下の睡眠不足状態では、睡眠不足が脳・心臓疾患の有病率や死亡率を高めるとする報告がある」としています。



脳に効く「睡眠学」SSC新書



脳に効く「睡眠学」SSC新書

8. 手話通訳者の健康管理

手話通訳者の健康管理については、一般財団法人全日本ろうあ連盟と一般社団法人全国手話通訳問題研究会が「みんなでめざそうよりよい手話通訳」（よりパン）に紹介されています。「よりパン」には、手話通訳は「腕を胸の高さに保ち指や手を言葉として動かし続けることは、肩や頸や腕の筋肉の疲労を生じさせ、『こり』や『いたみ』を招きます。読み取り通訳の時に目を凝らして手話を見続けることも、目の疲労や肩こりの原因となります。十分な休息を取ることなく精神的・身体的な限界を超えた通訳を繰り返すと、『頸肩腕障害』といわれる病気になることがあります。健康管理上、以下の点に注意しましょう。」

とあります。

- ①ストレッチ体操をしましょう。
- ②保温を心掛けましょう。
- ③休息・睡眠を十分にとりましょう
- ④長時間連続しての手話通訳はなく
しましょう
ぜひこれらを守って下さい。



健康の四原則「睡眠・
運動・栄養・保温」
を大切に
しましょう。

監修 公益財団法人社会医学研究センター理事
一般社団法人日本手話通訳士協会健康対策委員会 村上剛志
挿絵 岩崎忠雄
(京都市西ノ京障害者授産所 青空工房で仕事をしています。)

2017年6月1日発行

一般社団法人日本手話通訳士協会 会長 小椋英子
住所 〒112-0014
東京都文京区関口1-7-5 メゾン文京関口805号室
TEL 03-6906-8360 FAX 03-6906-8359